

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について

教育長の給料等を改定するため、中野区長等の給料等に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見を求められたことに対して、教育委員会の意見を申し出る。

記

1 改正内容

(1) 教育長の給料月額改定

改定額	現行	差
882,800円	874,200円	8,600円

(2) 教育長の期末手当改定

	改定後	現行	差
6月	189/100	184/100	5/100
12月	189/100	184/100	5/100
合計	378/100	368/100	10/100

2 新旧対照表

別添のとおり

3 施行年月日

令和6年3月1日

4 今後のスケジュール

本件可決後、区長へ意見回答

令和6年区議会第1回定例会に一部改正条例案を提出

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																
<p>第1条 (略) (給料の額)</p> <p>第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。</p>	<p>第1条 (略) (給料の額)</p> <p>第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。</p>																
<table border="1"> <tr> <td>区長</td> <td>1,254,600円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td>1,007,100円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>882,800円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td>802,100円</td> </tr> </table>	区長	1,254,600円	副区長	1,007,100円	教育長	882,800円	常勤の監査委員	802,100円	<table border="1"> <tr> <td>区長</td> <td>1,242,400円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td>997,300円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>874,200円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td>799,700円</td> </tr> </table>	区長	1,242,400円	副区長	997,300円	教育長	874,200円	常勤の監査委員	799,700円
区長	1,254,600円																
副区長	1,007,100円																
教育長	882,800円																
常勤の監査委員	802,100円																
区長	1,242,400円																
副区長	997,300円																
教育長	874,200円																
常勤の監査委員	799,700円																
<p>第3条・第4条 (略) (支給方法等)</p>	<p>第3条・第4条 (略) (支給方法等)</p>																
<p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の189</u>、常勤の監査委員にあつては<u>100分の166.5</u>を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の184</u>、常勤の監査委員にあつては<u>100分の161.5</u>を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p>																
<p>3・4 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>																
<p>別表 (略)</p> <p>附 則 この条例は、令和6年3月1日から施行する。</p>	<p>別表 (略)</p>																